

## 主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

## 理 由

弁護士木戸口久治の上告趣意（後記）第一点について。

本件第一審公判廷において、被告人が所論の各供述調書の記載と異なる陳述をしたからといって、その一事を以つて、これを証拠とすることに同意しなかつたものといふことはできないのみならず、被告人において右供述調書を証拠とすることに同意したと認められる以上、該供述者に対する直接訊問権はこれを放棄したものと解すべきであるし、被告人は原審において、単に本件犯行当時は酒に酔つて意識を失つていたと主張したにすぎないのであつて、所論の各供述調書を証拠としたことの適否については、何ら争うところはなかつたのであるから、原判決もこの点について特に判断を明示しなかつた訳である。従つて、所論の違憲論はその前提を欠くものであり、その余の論旨も適法な上告理由とならない。

同第二点は憲法違反を主張するけれども、その実質は単なる法令違反の主張に帰するから、適法な上告理由とならない。

被告人の上告趣意（後記）は刑訴四〇五条所定の上告理由にあたらぬから採用することはできない。

なお、記録を精査しても、本件について刑訴四―一条を適用すべき場合とは認められないから同四〇八条一―一条に従い、全裁判官一致の意見を以つて、主文のとおり判決する。

昭和二六年七月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

長 谷 川

太 一 郎

裁判官	井	上	登	
裁判官	島		保	
裁判官	河	村	又	介